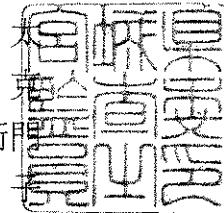


宮監委第52号
平成21年6月26日

仙台市民オンブズマン

代表十河 弘 殿

宮城県監査委員 内 海
宮城県監査委員 佐々木 敏
宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員 工 藤 鏡



住民監査請求に係る監査結果について（通知）

平成21年4月30日付で請求のあったことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

第1 請求のあった日

平成21年4月30日

第2 請求人

仙台市青葉区中央四丁目3-28 朝市ビル3階

仙台市民オンブズマン

代表 十河 弘

第3 措置請求の内容

できるかぎり措置請求書の原文に即して記載する。

1 平成20年度に国土交通省が所管する国直轄事業費の負担金として宮城県が支払った負担金のうち1億5,600万円は、国土交通省の出先機関である仙台河川国道事務所（以下「当該事務所」という。）の移転に伴う用地取得費に当てられていたことが平成21年3月31日、4月2日の河北新報の報道によって明らかとなっている。

2 地方財政法（昭和23年法律第109号）第12条は、地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、法律又は政令で定めるものを除く外、国は地方公共団体に対し経費を負担させるような措置をしてはならないと定めており、同条2項は、そのような経費として「国の機関の設置、維持及び運営に要する経費」を掲げているから、原則として国が地方公共団体にこのような経費を負担させることは許されないものである。

3 国道の「新設又は改築」「維持、修繕その他の管理」に要する費用については道路法（昭和27年法律第180号）第50条で、一級河川の「大規模改良工事」「その他の改良工事」「維持及び修繕」その他の「管理」に要する費用については河川法（昭和39年法律第167号）第60条で、国はそれぞれ都道府県から一定の割合による負担金を分担させることになっているが、出先機関である当該事務所の設置に必要な敷地取得費や建物建設費まで負担させることは法令で許されていない。

国土交通省は「管理」に要する費用であるとするようであるが、道路法第13条や第50条第2項では、国道の「管理」のための費用は国道の指定区間によって分担することになっているから、管理費用とは国道という施設の管理に要する直接経費であることは明白である。管理や国道の建設のために必要な國の庁舎を建設するための費用といった間接的な経費までをも管理費用であるという主張は牽強付会の主張である。

4 従って、国が宮城県に金1億5,600万円を負担させたことは、地方財政法違反であるから、国は宮城県の損失により不当な利得を得ていることになる。よって、宮城県知事は国に対し、不当利得返還請求をすべきものであるが、それを怠っている。

又、4月1日の毎日新聞の報道では、国土交通省は具体的な使途を自治体には説明せずに国直轄事業負担金として請求していたとのことであり、支出した地方公共団体を欺いて負担金を請求した不法行為であると評価することもできるから、損害賠償金として

の請求も可能だが、その請求も怠っている。

5 よって、宮城県知事に対し、国に対して1億5,600万円の支払を請求するなどの適切な措置をとるよう求めるものである。

第4 請求の受理

請求人は、国が県に当該事務所の移転に伴う用地取得費を負担させたことは、地方財政法違反であるから、県は国に対し、不当利得返還請求をすべきものであるが、それを怠っている、また、国は県を欺いて負担金を請求した不法行為であるから、損害賠償金としての請求も可能だが、その請求も怠っていると主張し、当該不当利得返還請求又は損害賠償請求するなどの措置を請求している。したがって、本件監査請求は、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」について監査を請求しているものと認め、受理した。

第5 監査の実施

1 監査の対象事項

監査の対象事項は、平成20年度に国土交通省が所管する国直轄事業費の負担金として県が支払った負担金のうち、当該事務所の移転に伴う用地取得費に関する国直轄道路事業及び国直轄治水事業の地方負担金とした。

2 監査対象箇所等

負担金の予算管理及び支出を行った土木部土木総務課、同部道路課及び同部河川課を監査対象箇所とした。

また、国直轄事業を実施し、かつ、当該事務所の移転先の用地取得をし、この用地取得に関する契約書、支払証明書、その他の証拠書類を保有する、東北地方整備局について、地方自治法第199条第8項の規定に基づく調査を行った。

3 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項に規定する証拠の提出及び陳述については、請求人からその機会を辞退する旨の意思表示があつたため、実施しなかった。

第6 監査の結果

1 事実関係の確認

書類調査により、次のことを確認した。

(1) 国直轄道路事業及び国直轄治水事業の地方負担金の支出について

国直轄道路事業及び国直轄治水事業の地方負担金として、国土交通省へ支出した状況については、下表のとおりであることを確認した。

平成20年度国直轄事業負担金支出状況

区分	支出状況	
	年月日	金額(円)
道路事業	H20. 9.10	2,859,272,385
	H20.12.10	2,273,121,754
	H21. 3. 4	4,146,637,491
	H21. 3.31	55,149,200
計		9,334,180,830
治水事業	H20. 9.10	2,730,002,000
	H20.12.24	1,544,708,000
	H21. 3.10	1,843,046,000
	H21. 3.31	336,814,550
計		6,454,570,550
合計		15,788,751,380

2 監査対象箇所からの聞き取り

事実関係を踏まえ、監査対象箇所（土木部土木総務課、同部道路課及び同部河川課）に対して聞き取りを行った結果、概要は次のとおりである。

(1) 当該事務所の移転先について

当該事務所の用地取得費の総額や面積などは承知していない。

(2) 県の当該用地取得費分の平成20年度負担金について

平成20年度に負担した額はおおよそ県1億5,600万円、仙台市2,600万円、合わせて1億8,200万円である。

平成20年度国土交通省所管の国直轄事業負担金に対する県の支出額は、道路93億3,400万円、河川64億5,000万円ほか都市公園4億8,400万円である。

用地取得に係る県の負担金が、どの項目にいくら含まれているのかは承知していない。

路線・河川数が相当あり、内訳に事務費が一括で記載されており、金額の増減等では用地取得費が請求されたことには気付かなかった。

(3) 当該事務所移転後の現敷地の利用計画等について

既存の当該事務所の土地をどのように処分するかの説明はない。

(4) 地方財政法第12条について

地方財政法第12条第2項第1号で「国の機関の設置」に関する地方自治体の負担を禁止している。県の見解としては東北地方整備局がこの規定に該当すると考えている。

当該事務所は特定目的で設置されているのではないか。地方整備局組織規則（平成13年国土交通省令第21号）で、当該事務所の規定があり、その所掌事務として、河川の場合、河川改良、維持修繕、水防警報等がある。道路も同様である。また、地方整備局の職員は一般会計で、当該事務所の職員は特別会計の予算で賄われており、道路特別会計、河川特別会計に特化した形で運営されている。

地方財政法第12条第1項では、法律又は政令において地方負担を義務付けたものに

ついて本条の適用が除外されており、道路法第50条及び河川法第60条において具体的に国直轄事業に対する県の負担に関する事項が規定されているため、国直轄事業負担金に関しては、地方財政法第12条の適用はないものと考えている。

(5) 道路法、河川法の「管理に要する費用」について

用地は、国の所有物になるが、今の法体系がある限り、継続的に管理は必要となる。借地のままよいのか、取得した方がよいのか、議論のあるところであるが、管理経費と考えている。

国直轄事業負担金を負担する根拠規定は、道路の場合、道路法第50条の見出しにもあるが「国道の管理に要する費用」に該当し、建設、改築、維持、修繕及びその他の管理、すべて含まれる。このような事業を事務所を設置せずにを行うことは困難である。当該事務所は特定目的で建設、維持、修繕等をもっぱら進める事務所である。このことから、道路法の範疇に収まっているとの解釈により、負担金を負担している。

当該事務所の用地取得費は、道路の場合、道路法第50条及び同法施行令第23条の「国道の新設又は改築に要する費用」及び「国道の維持、修繕その他の管理に要する費用」に該当する。当該事務所は、これらの事務を遂行するために必要な拠点で、管理の一環である。河川については、河川法第60条で「一級河川の管理」に該当し当県が負担するとなっている。

(6) 用地取得費の事前説明について

用地取得費1億5,600万円については、3月末に新聞報道で知った。

前年度に政府要望が行われ、国の次年度予算方針が決定される。その後、次年度事業計画が通知され、調整会議において次年度事業計画及び概算の予算額等が説明される。3月頃に国の予算が成立すると事業計画通知及び事業負担金決定があり、懇談会、調整会議等が開催され、当該年度事業計画並びに国直轄事業及び県事業との調整を行っている。

事前に行われる調整会議等で工事の概要は詳細に説明を受け、事業費は総額で把握していたが、今までの慣例で細かな用地取得費等の説明はなかった。道路法、河川法に基づいて適正に請求されていたと認識している。

用地取得費の説明がない請求ではあったが、ルール化されてなかつた中の負担金の支出だった。国も、これまで宮城県だけでなく地方自治体に対し、このような説明をしていないと公表している。

3 東北地方整備局への調査に対する回答

事実関係を踏まえ、東北地方整備局に対し文書による調査を行い回答を求めたところ、平成21年6月12日付で、次のとおり回答を得た。できるかぎり回答書の原文に即して記載する。

(1) 当該事務所の移転先について

イ 移転先の所在地

仙塩広域都市計画事業仙台市あすと長町土地区画整理事業施行地内12街区①-1及び①-2画地

ロ 面積

4, 093. 06 m²

(うち①-1画地1, 753. 06 m², うち①-2画地2, 340. 00 m²)

ハ 取得年月日（契約日）

①-1 平成20年3月27日

①-2 平成20年8月27日

ニ 取得金額

①-1 403, 203, 800円

①-2 538, 200, 000円

(2) 県の当該用地取得費分の平成20年度負担金について

別紙のとおり

(3) 当該事務所移転後の現敷地の利用計画等について

イ 利用計画

移転した場合の旧庁舎及び敷地等の財産に関しては、国有財産法（昭和23年法律第73号）等関係法令の定めるところにより、関係機関等の協議調整を踏まえ、利用または処分などの手続きが進められることとなるが、現時点では未調整であり未定である。

ロ 転用及び売却の場合

仮に、転用及び売却となった場合は、国有財産法第20条の規定に従って手続きが実施され、収入が生じた場合は国庫に入ることとなる。

(4) 地方財政法第12条について

当該事務所は、国の機関に該当する。

国土交通省は国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第2条において国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項の規定に基づく組織として設置され、国土交通省設置法第30条では地方支分局として地方整備局を設置すること、同法第32条では地方整備局の事務所の設置が定められている。

また、地方整備局の所掌事務及び組織等は政令で地方整備局の事務所の所掌事務及び組織については省令で定めるものとしている。

当該事務所は地方整備局組織規則第140条において、事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務が定められている（別表四）。

一方、地方財政法の解釈については、当局が責任をもって回答できうる立場にはないが、地方財政法第12条において「地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、法律又は政令で定めるものを除く外、国は、地方公共団体に対し、その経費を負担させるような措置をしてはならない。」としており、河川法第60条及び道路法第50条等の関係法令に基づき費用の負担をお願いしていることから、「法律又は政令で定めるものを除く」としている地方財政法第12条の法文に沿った措置と解している。

(5) 道路法、河川法の「管理に要する費用」について

国直轄事業は、河川法第60条、道路法50条等に基づき、事業によって直接的な利益を受ける地方公共団体に一部負担をお願いしている。

一方、治水事業や道路整備事業等の社会资本整備事業の経理については、特別会計

に関する法律（平成19年法律第23号）における社会资本整備事業特別会計で定められており、事業の区分により、それぞれ勘定区分が設けられている（特別会計に関する法律第200条）。治水事業及び道路整備事業に伴い生じる間接的な経費は、業務取扱に関する諸費として特別会計に関する法律第201条により、地方負担が含まれる治水勘定・道路整備勘定からの歳出として業務勘定に繰入れられていることから、制度上は経費についても地方自治体の負担が生じることとなる。

（6）用地取得費の事前説明について

当該事務所用地取得費を県に負担頂くことになる点については事前に説明しておらず、上記（5）のとおり、事業費に按分される形で營繕費などが入っていることは以前からのルールとして扱っていたこともあり、説明不足であった。このような説明不足を踏まえ、平成21年3月31日公表となった「地方公共団体への事務所庁舎の營繕費の説明状況に関する点検」の結果については、同日に宮城県の平成20年度の河川事業費・道路事業費の負担金の一部に当該事務所の建替費用が含まれていた旨を改めて説明した。

第7 判断

- 1 本件請求人は、地方財政法第12条第2項第1号に掲げる国の機関の設置、維持及び運営に要する経費は同条第1項で国が県に負担させてはならない経費であり許されない旨主張しているが、同条同項には、「地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、法律又は政令で定めるものを除く外、国は、地方公共団体に対し、その経費を負担させるような措置をしてはならない」と規定されているものである。したがって、河川や道路の管理に要する経費は、河川法及び道路法等の別に定める法律を負担根拠としていることから、同条が地方公共団体に負担させてはならないとする経費には該当しない。
- 2 次に、本件請求人は、出先機関である当該事務所の敷地取得費の負担は法令で許されておらず国の庁舎を建設するための費用といった間接的な経費をも管理費用とする國の主張は牽強付会であると主張する。しかしながら、当該事務所は、その所掌事務が、地方整備局組織規則第140条及び同規則別表第4において、河川や道路の、改良、改築、維持、修繕その他の管理と規定されており、河川や道路の管理のための事務所であることは明らかである。また、負担金の対象となる費用の個別具体的範囲については、直接経費や間接経費といった区分がなされているわけでもない。さらに、特別会計に関する法律では、事業に伴い生じる経費が業務取扱いに関する諸費として認められているところである。河川法及び道路法等では単に管理に要する費用としか規定していないことから、管理に要する費用に当該事務所の用地取得費は含まれないとする特段の論拠はなく、用地取得費に国直轄事業負担金を充てたことを違法とする根拠は見出せない。

本件請求人は、国が県に1億5,600万円を負担させたことを国が不当な利得を得ている旨主張するが、これまで述べたとおり本件国直轄事業負担金は河川法及び道路法等に基づくものであり、国が法律上の原因のない不当な利得を得ているとはいえない。

3 また、本件請求人は、国が具体的な使途を説明せずに県に国直轄事業負担金を請求していたことをもって県を欺いた不法行為と評価できるとも主張する。国直轄事業負担金については前年度及び当該年度において調整会議などの場で説明がなされていることが監査において確認された。平成20年度に県が支出した国直轄事業負担金の一部が当該事務所建替えのための用地取得費に充てられる旨の説明はなく、不十分なものであることが認められたものの、説明の有無の事実のみをもって国直轄事業負担金の個別具体的な使途についての違法性まで問うことはできない。

4 以上の判断理由から、知事に対し、国に対して1億5,600万円の支払を請求するなどの措置をとることを求める本件請求には理由がないので、これを棄却する。

付言一 知事に対する意見

今回の監査の過程から、国直轄事業負担金については、国から県に対する内容の説明が不十分であり、負担する側の県の対応もその内容の確認などが適切とはいえない面も見受けられた。また、国直轄事業負担金は、地方分権の流れの中で縮小の方向に向かうべきものであるが、実際に多額で様々な使途に充てられていることが判明した。こうした点を踏まえ、監査委員は知事に対して以下のとおり意見を表明する。

1 国直轄事業負担金の内容説明のあり方については、国に対して、単に負担基本額、県負担額の通知にとどまらない詳細な説明など更なる改善を求め、その内容を十分に精査し、掌握した上で納付し、精算に応じるよう努めるべきである。

2 国直轄事業負担金の地方負担の対象については、これまで極めて限られた見直しにとどまり、国と地方が対等の立場に立った抜本的な見直しがなされてこなかった。また、国直轄事業負担金の使途として県民の理解が得難いと思われるものにも充てられていることが判明した。

県は、負担を義務付けられている国直轄事業負担金の支出といえども、県民の貴重な税金によって賄われていることを常に意識し、県民に対する説明責任を果たすことが求められる。

国直轄事業負担金制度そのもののあり方については、国と全国知事会との間で見直し作業が行われており、維持管理費に係る国直轄事業負担金は廃止すべきといった主張もある。今後、国と地方の信頼関係を再構築する面からも、国民の理解が得られるように、負担内容の事前の協議から精算に至る新たなルールづくりなど、抜本的な制度改革に取り組むことを国に強く求めるとともに、地方公共団体も積極的に関与していくべきである。

3 本件監査請求は、当該事務所の移転・建替えのための用地取得費を対象としている。現在、国と全国知事会との間では、庁舎関係費などについて国庫補助事業の対象経費と

直轄事業の対象経費との均衡を図るべきとの議論もなされているところである。事務所が移転した場合には、跡地の売却収入は移転先の購入費に充てられるべきとの考え方があることも考慮しながら、国民の理解が得られるルールづくりを、国に対して働きかけることが求められる。

平成20年度直轄事業負担金に係する仙台河川国道事務所の用地取扱費調査

(東北地方整備局 宮城県)

(単位:円)

事業種別	路線	工事費	測量及精算費	用地費及構造費	船舶及機械器具費	附帯工事費	事業委託費	小計	業務取扱費	負担基本額A	負担率	地方負担額B	仙台河川国道事務所に関する用地取扱費			
													Aのうち 用地取扱費	Bのうち 用地取扱費	Cのうち 支払額	
沿道環境改 善(改築)	国道105号	294,717,735	356,000,265			650,718,000	30,040,000	661,358,000	1/3	227,119,333			9,740,012	3,246,671	3,246,671	
	小計	294,717,735	356,000,265			650,718,000	30,040,000	661,358,000		227,119,333			9,740,012	3,246,671	3,246,671	
沿道環境改 善(修繕)	国道45号	72,745,056	427,044			73,152,000	7,746,000	80,898,000	4.5/10	36,404,100			383,617	117,928	117,628	
	小計	72,745,056	427,044			73,152,000	7,746,000	80,898,000	4.5/10	36,404,100			383,617	117,928	117,628	
沿道環境改 善(修繕)	国道108号	147,269,328	864,772			146,134,000	16,074,000	164,208,000	4.5/10	73,883,600			775,671	350,402	350,402	
	小計	147,269,328	864,772			146,134,000	16,074,000	164,208,000	4.5/10	73,883,600			775,671	350,402	350,402	
電線共同溝	国道108号	144,004,423	34,911,777			221,286,000	23,020,000	245,106,000		110,297,700			523,030	1,652,286	1,652,030	
	小計	144,004,423	34,911,777			221,286,000	23,020,000	245,106,000		110,297,700			523,030	1,652,286	1,652,030	
電線共同溝	国道4号	68,301,993	10,903,164			1,846,823	81,052,000	85,714,859	1/3	28,571,620						
	小計	68,301,993	10,903,164			1,846,823	81,052,000	85,714,859	1/3	28,571,620						
除雪	国道47号	27,822,569	4,457,348			755,003	31,135,000	2,984,387	1/3	11,873,129						
	小計	24,210,801	366,613			65,486	2,874,000	252,154	1/3	11,873,129						
防雪	国道4号	142,733,300	21,986,000			2,667,312	117,061,000	124,461,000		41,487,000						
	小計	142,733,300	21,986,000			2,667,312	117,061,000	124,461,000		41,487,000						
維持	国道4号	659,428,396	16,716,102			38,532,892	855,477,000	78,116,491	4.5/10	424,751,981			4,713,490	2,013,071	2,013,071	
	小計	9,151,323	23,247,324			5,347,453	120,108,000	4,761,576	4.5/10	56,119,309			592,129	286,458	286,458	
維持	国道45号	305,812,559	71,656,314			17,809,767	401,368,000	13,144,753	4.5/10	186,551,189			1,963,617	894,528	884,528	
	小計	305,812,559	71,656,314			17,809,767	401,368,000	13,144,753	4.5/10	186,551,189			1,963,617	894,528	884,528	
維持	国道47号	65,984,844	16,782,314			3,835,742	86,603,000	2,784,000	4.5/10	40,224,150			423,872	190,742	190,742	
	小計	54,690,176	13,832,076			3,195,746	71,779,000	2,520,000	4.5/10	33,344,550			351,377	158,120	158,120	
維持	国道4号	435,368,004	63,657,181			416,000	68,801,512	1,545,336,000	1/3	101,426,420			7,805,485	3,512,918	3,512,918	
	小計	435,368,004	63,657,181			416,000	68,801,512	1,545,336,000	1/3	101,426,420			7,805,485	3,512,918	3,512,918	
維持	国道45号	124,071,164	1,185,155			3,405,933	1,456,897,000	191,045,338	4.5/10	701,024,322			2,387,740	3,324,483	3,324,483	
	小計	314,192,640	45,939,567			8,458,505	368,891,000	36,591,000	4.5/10	182,466,900			865,255	865,255	865,255	
維持	国道108号	16,749,968	2,449,091			450,932	16,009	19,666,000	834,000	20,500,000	4.5/10		1,181,170	53,177	53,177	
維持	国道4号	4,420,000					4,420,000		4,420,000	4.5/10			1,998,000			
	小計	2,007,182,076	297,889,427			1,918,452	54,036,145	2,361,036,000	181,144,000	2,502,680,000	4.5/10		1,144,200,000	12,057,347	5,425,806	
交安一様	国道6号	148,317,793	12,159,926			2,608,281	11,433,058	715,072,000	1/3	163,133,000	9,100,000	1/3	57,411,000	667,936	667,936	
	小計	651,185,827	18,226,389			3,575,988	2,217,192	138,667,000	1/3	7,600,000	145,267,000	1/3	9,424,773	3,108,091	3,108,091	
交安二様	国道45号	155,195,800	17,747,450			3,041,559	190,232,000	10,500,000	1/3	190,232,000	10,500,000	1/3	17,575,666	584,222	584,222	
	小計	88,660,000	6,075,492				1,207,104,000	90,276,000	1,207,104,000	1/3	66,910,667	20,405,301	801,767	20,405,301	801,767	
交通事故	国道108号	181,114,979	6,075,492			19,300,000	92,391,000	2,323,295	1/2	47,814,682	15,546,047	5,182,016	453,473	226,737	226,737	
	小計	96,018,459	16,932,267			5,702,114	1,185,155	3,251,150,000	19,270,176	34,441,756	1/2		1,629,338	816,669	816,669	
交通事故	国道4号	325,150,000						16,614,000	1,015,959	17,629,859	1/2		8,814,929	83,101	41,801	
	小計	678,036,000											83,101	41,801	41,801	
交通事故	国道4号	174,463,433	76,532,000			25,475,567				155,195,000	4,300,000	1/2	48,745,667	754,323	378,162	
	小計	268,510,494	23,165,930			4,368,403	1,304,330	88,660,000	2,500,000	191,180,000	1/2		432,374	216,187	216,187	
交通事故	国道6号	74,635,267								91,180,000	1,328,000	1/2	4,365,516	455,172	455,172	
	小計	230,615,683	23,165,930			5,179,487	3,866,647	318,98,000	43,360,000	362,341,000	1/2		5,179,487	1,962,020	1,962,020	
交通事故	国道108号	172,793,687								53,300,000	53,300,000	1/2	3,954,406	81,143,333	1,318,135	
	小計	971,038,464	122,933,900			1,428,531,000	15,000,000	109,392,000	1,538,829,000	1,538,829,000	1/2		24,997,560	8,332,520	8,332,520	

(東北地方整備局 宮城県)

(単位:円)

事業種別	路線	工事費	測量及試験費	用地買及補償費	船舶及機械器具費	附帯工事費	事務委託費	小計	業務取扱費	負担基本額A	負担額B	地方政府負担額	仙台河川国道事務所に割り当てる用地取扱費	
													Aのうち 用地取得費	Cのうち支払額 C
国道4号	108,607,000					108,607,000	11,774,666	120,381,666	1/2	60,190,833	580,435	290,218	290,218	
国道6号	9,673,000					9,673,000	5,445,334	10,418,334	1/2	5,209,167	58,223	25,112	25,112	
交通事業二 橋	73,056,1000					73,061,000	2,200,000	75,261,000	1/2	37,610,500	362,880			
国道47号	23,697,300					23,697,000	1,300,000	25,187,000	1/2	12,598,500	12,1490	60,745	60,745	
国道108号	9,872,000					9,872,000	1,000,000	10,872,000	1/2	5,406,000	52,432	26,216	26,216	
小計	225,110,300					225,110,000	17,020,000	242,130,000		121,065,000	1,161,460	583,730	583,730	
国道4号	1,045,154,676	281,200,000	37,045,222			1,364,000,000	56,000,000	1,420,400,000	1/3	473,466,667	6,894,887			
国道47号	2,367,598,252	146,030,248				2,484,000,000	233,000,000	2,717,800,000	1/3	905,943,333	39,055,919	13,135,306	13,135,306	
地域連携推 進改築	479,415,125	238,000,000	22,256,875			739,677,000	78,535,937	81,821,937	1/3	272,737,312	11,863,416	3,954,412	3,954,412	
国道115号	101,200,000	32,800,000				134,300,000	1,800,000	145,800,000	1/3	45,256,867				
国道45号	6,286,157,506	1,912,619,000	590,086,478	209,700,000		8,108,573,384	50,190,761,6	8,610,461,000	3/10	2,583,144,300	122,561,963	36,768,589	36,768,589	
小計	10,280,127,061	1,564,629,000	765,794,223	209,700,000		12,830,250,384	67,242,353	13,702,662,937		4,280,508,219	194,423,956	60,723,254	60,723,254	
国道4号	1,632,176	34,678,234				360,000,000	36,000,000	36,000,000	1/3	132,000,000	5,660,820	1,886,940	1,886,940	
交通円滑化 改善	2,894,260,000	125,500,000	149,000,000			3,168,760,000	191,623,485	3,359,903,485	1/3	1,119,958,495	47,671,126	15,892,042	15,892,042	
国道47号	2,910,581,166	125,500,000	49,278,234			3,528,760,000	227,723,485	3,755,903,485		1,251,954,495	53,336,946	17,778,982	17,778,982	
小計	23,000			3,207,000		3,230,000	1,100,055	4,320,055	4/5/10	1,908,505				
国道4号	4,000			265,000		280,000	101,646	391,646	4/5/10	176,241				
維持(建設 機械)	29,000			10,410,000		10,439,000	1,202,691	11,641,061	4/5/10	5,298,491				
国道47号	7,000			428,000		435,000	207,930	642,830	5/10	299,300				
国道108号	7,000			1,991,000		1,998,000	397,418	2,395,418	4/5/10	1,077,938				
小計	70,000			16,392,000		16,392,000	3,009,100	19,401,100		8,700,495				
国道4号	28,000			3,980,000		4,008,000	1,384,471	5,372,471	4/5/10	2,417,612				
国道6号	6,000			356,000		382,000	125,444	487,944	4/5/10	219,575				
国道45号	36,000			12,924,000		12,960,000	1,493,779	14,453,279	4/5/10	6,503,916				
国道47号	9,000			531,000		540,000	258,010	798,010	4/5/10	339,104				
国道108号	8,000			2,472,000		2,480,000	493,665	2,973,265	4/5/10	1,337,939				
修繕(建物 機械)	87,000			20,263,000		20,350,000	3,731,456	24,084,959		10,838,236				
国道4号				23,026,000		23,026,000	2,982,668	25,708,668	1/3	8,599,623				
除雪(建設 機械)				26,764,000		26,764,000	2,045,889	28,809,889	1/3	9,603,236				
小計				737,000		731,000	21,193	756,800	1/3	232,863				
小計	20,120,431,949	2,653,215,542	1,394,787,324	450,716,969		25,229,152,384	1,735,399,194	26,914,851,578		9,415,688,887	326,495,322	108,436,536	108,436,536	

(単位:円)

事 業 種 別	箇 所 名	工 事 費 額 係					業務費等	負担基額 A	負担率	地方負担額
		工事費	測量及試験費	用地費及構築費	船舶及機械器具費	附帯工事費				
(甲)河川整備事業費										
(目)河川改修費	阿武隈川下流	39,515,871	101,120,000	785,179	3,700,000	0	0	116,120,000	111,603,841	349,783,841
名 取 川	223,165,679	204,147,000	29,143,671	16,000,000	524,802,500	0	0	125,147,000	102,607,976	1,441,614,976
鴨 選 川	1,630,670,021	39,444,000	78,236,969	40,000,000	222,667,000	0	0	307,267,000	41,449,975	3,484,806,975
北 上 川 下 流	47,651,343	327,464,000	51,446,657	60,000,000	0	0	0	916,464,000	112,928,318	1,029,392,318
(土地利用 休耕水防災事業)										343,130,772
阿武隈川下流	6,328,000	15,263,000	411,472,000	0	0	0	0	493,263,000	71,070,194	584,313,194
小 計	2,316,337,874	1,035,038,000	1,598,475,626	158,000,000	74,499,500	0	0	5,917,351,000	952,780,396	6,870,131,306
(目)河川維持保全費	阿武隈川下流	54,512,000	6,444,000	0	20,000,000	0	0	65,265,000	89,059,474	732,324,474
名 取 川	243,000,000	51,330,000	0	18,000,000	0	0	3,800,000	0	317,130,000	46,164,571
鳴 選 川	386,338,000	124,524,000	0	36,000,000	0	0	54,578,000	0	120,440,000	16,000,246
北 上 川 下 流	1,216,331,000	14,632,000	0	54,800,000	0	0	5,257,000	0	1,471,320,000	193,066,259
小 計	2,993,380,000	38,636,000	0	138,100,000	0	0	121,935,900	0	34,641,550	502,230,550
(目)河川・江作物苗運水為糾糸事業費	名 取 川	35,154,000	900,000	0	0	0	0	- 0	36,654,000	5,454,442
鳴 選 川	9,1231,000	72,026,000	0	0	0	0	0	96,431,000	12,859,379	42,198,442
北 上 川 下 流	17,227,000	6,000,000	0	0	0	0	0	175,578,000	23,330,070	14,962,147
小 計	293,653,000	14,400,000	0	0	0	0	0	313,663,000	41,673,881	355,356,881
(付)河川事業調査費	(付)河川調査費	0	0	0	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000
(付)新市水環境整備事業費	名 取 川	120,560,000	8,988,000	0	0	0	0	121,198,000	15,174,738	148,360,738
(付)総合水系環境整備事業費	北 上 川	126,700,000	35,195,000	0	0	0	0	16,906,000	20,615,559	182,611,559
小 計	247,200,000	41,082,000	0	0	0	0	0	291,182,000	35,780,297	330,972,297
(付)国土形成事業調整費										165,461,148
(目)河川改修費	名 取 川	35,000,000	0	0	0	0	0	329,000,000	0	329,000,000
小 計	6,241,890,874	1,483,450,000	1,596,475,626	297,000,000	747,088,500	123,803,000	1,000,000	10,494,351,000	1,536,475,044	12,031,926,044
										4,546,542,372
										146,000,000
										48,666,667